

新型コロナウイルス感染症 対応資金のご案内

道では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者等の皆様の経営の安定を図るため、新たな融資制度をご用意しました。

融資条件

	①国準拠	②道特別
資金用途	事業資金	
融資対象	危機関連保証、セーフティネット保証4号・5号のいずれかの認定を受けた中小企業者等	
融資金額	3,000万円以内	3,000万円以内
担保	無担保	
融資利率	[固定金利] 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	
融資期間	10年以内（うち据置5年以内）	
取扱期間	令和2年5月1日から令和3年1月31日まで ※令和2年12月31日までに保証申込みが完了している必要があります。	
借換	保証付き融資からの借換が可能 (一部対象外の場合があります)	保証付き道制度融資からの借換が可能 (一部対象外の場合があります)

①、②を合わせて最大6,000万円まで融資の申込が出来ます。
②の申込みは、①の限度額を超えた場合に可能となります。

制度概要

- ・ **据置最大5年**（ただし、②道特別の危機関連保証適用の場合は2年以内となります。）
- ・ 以下の要件を満たせば、
当初3年間実質無利子・融資期間中の保証料ゼロとなります。

	売上減少15%以上	売上減少5%以上15%未満
個人事業主 (事業性あるフリーランス含む、小規模企業者(※)に限る)	当初3年間の利子と 融資期間中の保証料は国と道が全額負担	
上記を除く中小企業者	当初3年間の利子と 融資期間中の保証料は 国と道が全額負担	融資期間中の保証料の半額 を国と道が負担

※小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下)

取扱金融機関

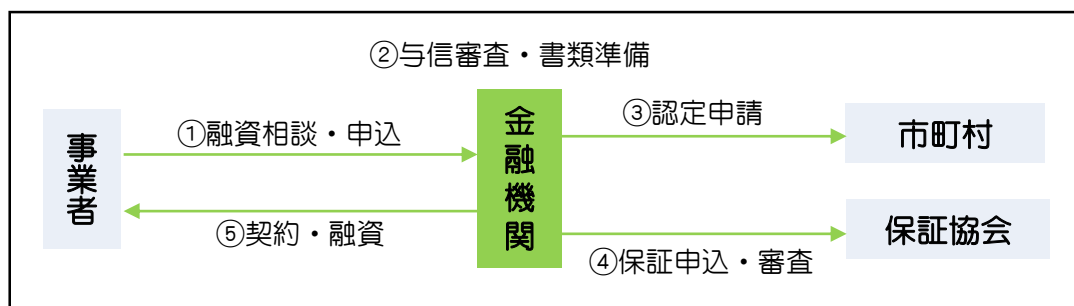
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

金融機関へのお申込みに必要な書類

- ① 新型コロナウイルス感染症対応資金融資申込書
- ② 直近2期分の確定申告書・決算書（写し）
（2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表）

- ※
1. 法人の方は法人登記事項証明書が必要です。
 2. 経営者保証の免除を希望する場合は、「経営者保証免除対応確認書」が必要です。
 3. なお、金融機関及び信用保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。（詳しくは金融機関または信用保証協会にお問い合わせください。）

申請の流れ



注意事項

- ・金融機関及び信用保証協会の審査結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合がございます。
- ・条件変更に伴い生じる追加の利子及び保証料は事業者の負担となります。

お問い合わせ先

道庁経済部中小企業課、各（総合）振興局商工労働観光課、小樽商工労働事務所及びお取引のある金融機関にご相談ください。

機関名	電話番号	機関名	電話番号
道庁経済部中小企業課	011-204-5346	檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619